

令和4年壱岐市議会定例会10月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（10月24日 月曜日）	
議事日程表（第1号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	4
再開（開議）	4
会議録署名議員の指名	4
審議期間の決定	4
諸般の報告	5
発言の申し出（市長の報告）	5
議案の審議（説明、質疑）	
報告第17号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	6
報告第18号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	6
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第49号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	8
議員派遣の件	24
散会	25
資料	
議員派遣の件	27

令和4年壱岐市議会定例会10月会議を、次のとおり開催します。

令和4年10月17日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和4年10月24日（月）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会10月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	10月24日	月	本会議 (13:30~)	○再開 ○審議期間の決定 ○議案の上程、説明 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告

令和4年壱岐市議会定例会10月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第17号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (10/24)
報告第18号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (10/24)
議案第49号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	省 略	原案のとおり可決 (10/24)

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 10 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

令和 4 年 10 月 24 日 午後 1 時 30 分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名		4 番 山口 欽秀 5 番 中原 正博
日程第 2	審議期間の決定		1 日間 決定
日程第 3	諸般の報告		議長 報告
日程第 4	報告第 17 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長説明、質疑なし 報告済
日程第 5	報告第 18 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長説明、質疑なし 報告済
日程第 6	議案第 49 号	令和 4 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 8 号)	財政課長、市民部長、保健環境部長、企画振興部長説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第 7	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君
7 番 植村 圭司君	8 番 清水 修君
9 番 赤木 貴尚君	10 番 音嶋 正吾君
11 番 小金丸益明君	13 番 中田 恭一君
14 番 市山 繁君	15 番 土谷 勇二君
16 番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	中上 良二君
市民部長	西原 辰也君	保健環境部長	崎川 敏春君
建設部長	増田 誠君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	塚本 和広君	消防本部消防長	山川 康君
総務課長	平田 英貴君	財政課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午後1時30分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、こんにちは。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和4年壱岐市議会定例会10月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を、会議規則第88条の規定により、4番、山口欽秀議員、5番、中原正博議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。10月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、10月会議の審議期間は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和4年壱岐市議会定例会10月会議の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

去る10月15日、3年ぶりに開催した壱岐ウルトラマラソン2022は、全国各地から598名のエントリーを頂き、絶好のマラソン日和の下、100キロに319名、50キロに214名、総勢533名のランナーが出走され、事故もなく出走者の70%、391名のランナーが完走されました。

3年ぶり、また新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながらの開催ということで、選手皆様にはPCR検査の義務など、御不便や御負担をおかけしたところではありますが、沿道の温かい声援やスタッフ皆様のおもてなしの心に、ランナーの皆様からたくさんのありがたいお言葉を頂いております。

また、本大会を献身的に支えていただいた消防団及び高校生をはじめとするボランティアの皆様、選手皆様への御声援やコース周辺の交通規制等、円滑な大会運営に御理解頂いた市民皆様、協賛及び大会運営に御協力頂いた事業所並びに各種団体の皆様をはじめ、今大会を支えていただいた全ての皆様に、心からお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、去る10月7日、市内外から約50名の来賓、関係事業者並びに市議会から議長、副議長、各常任委員長に御参加頂き、RE水素システム始動開始式を挙行いたしました。

RE水素システムは、太陽光発電と水素の製造・貯蔵・発電を組み合わせたシステムで、太陽光発電の余剰電力で水を電気分解して水素を製造・貯蔵し、夜間等に燃料電池で水素発電を行います。これによって、自然任せの不安定な再生可能エネルギーを無駄なく、安定的に使うことができるものであります。

また、RE水素システムでは、水の電気分解時に発生する副産物の酸素についても、養殖魚の成育効果を高めるために利用しており、同システムによる実証試験は地場産業等の振興にも資する取組となっております。

式典後には、RE水素システム実証試験に計画段階から関わっていただいている東京大学先端

科学技術研究センターの杉山正和所長から、「グリーンエネルギーがもたらす地域の新しい価値」というテーマで記念講演を行っていただきました。

杉山所長からは、「壱岐市は再生可能エネルギー資源に恵まれており、再生可能エネルギーの地産地消の技術は、将来的に地域にとって非常に大きな価値をもたらす」というお話を賜り、このシステムによって地域脱炭素の実現並びに地域経済の発展にも相乗効果を生み出す取組を行うべく、市としても決意を新たにしたところであります。

次に、第12回全国和牛能力共進会が去る10月6日から10日までの5日間、鹿児島県で開催され、私も豊坂議長とともに壱岐牛の応援に行っていました。

そのうち、種牛の部で、第3区（若雌）の部でございますけれども、長崎県代表牛として選考された田河地区の田中満治様のかの号が32頭中8位に当たる優等賞8席という成績を収めました。

また、肉牛の部において、柳田地区の山本満年様の牛が第6区、これは総合評価群でございますけれども、15頭中総合4位に当たる優等賞4席を受賞され、壱岐市農協肥育センター様の牛が第7区、これは脂肪の質評価群でございますけれども優等賞、そして山本満年様の出品2頭目の牛が第8区（去勢肥育牛）で1等賞を受賞され、今後の壱岐牛の振興につながるものと思っております。

さて、本日提出しております案件は、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告案件2件、令和4年度一般会計補正予算に関わる案件1件でございます。何とぞ御審議を頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4. 報告第17号

日程第5. 報告第18号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、報告第17号及び日程第5、報告第18号の2件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしております議案の説明につきましては、担当部長及び財政課長等にさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 報告第17号及び報告第18号損害賠償の額の決定に関する専決処分
の報告について、続けて御説明申し上げます。

報告第17号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第
1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分をした
ので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告す
るものです。

本日の提出でございます。

次のページをお願いいたします。

専決第8号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項
及び壱岐市議会基本条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年10月7日専決。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町の法人。

2、損害賠償額は28万5,472円。

3、損害賠償の理由は、令和4年8月12日午前9時30分頃、壱岐市の公共下水道から当該
法人事務所への汚水の逆流が発生したため、事務所内にあった事務用品及び事務室の内装を汚損
したものです。

次に、報告第18号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第
180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決
処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定によ
り報告するものです。

本日の提出でございます。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項
及び壱岐市議会基本条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年10月7日専決。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市勝本町の個人。

2、損害賠償額は3,200円。

3、損害賠償の理由は、令和4年8月12日午前9時30分頃、壱岐市の公共下水道から法人
事務所への汚水の逆流が発生したため、事務所内にあった個人所有の物品を汚損したためです。

本件は、8月18日に該当法人からの電話連絡により、汚水の逆流の発生を確認しました。当
該法人がお盆期間中であり、長期休暇に入っており、事務所内への立入りがなかったため発見が

遅れました。

原因は推測になりますが、8月12日の時間最大雨量54ミリメートルの集中豪雨により、不明水の増加などでマンホールがオーバーフローし、バキュームカー2台を手配するなどの緊急対応をする状況になりましたが、そのときに逆流が発生したものではないかと思われます。

今回、雨などによる不明水の増加などにより、公共下水道施設の流量を超えたために逆流が発生したことが原因であることから、保険会社の認定結果に基づき賠償するもので、相手方2件ともに全額壱岐市が加入いたしております下水道賠償責任保険の保険金で対応いたしました。

改めまして関係者皆様には、心からおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後、不明水流入の防止を施すとともに、必要に応じバキュームカーの配置などを事前に行いながら、公共下水道の運営維持に努めてまいります。

以上で、報告第17号及び報告第18号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第6. 議案第49号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第6、議案第49号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第49号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,046万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億8,598万2,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり5万円の給付事業、新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたことに伴う事業者支援、生活者支援、消費喚起対策事業及び台風により被災した公共施設等の復旧費用などにつきまして補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

4ページ、第2表地方債補正の1、変更で、災害復旧事業債に6,170万円を追加し、補正後の限度額を1億410万円としております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、価格高騰の影響を受けた医療、介護、福祉関係事業所に対する支援事業、生活者支援・消費喚起対策に係る事業に充当するもので、1億5,269万4,000円を計上しております。

同じく2目民生費国庫補助金の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業価格高騰緊急支援給付金は、住民税非課税世帯、家計急変世帯等に対する1世帯5万円の給付事業について、国の100%補助で実施するもので、2億3,284万円を計上しております。

20款1項1目繰越金の前年度繰越金は、今回の補正に係る一般財源として323万2,000円を計上しております。

22款1項10目災害復旧事業債は、台風11号及び14号により被災した公共施設の復旧費用に充当するもので、6,170万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算の事業内容につきましては、別添資料1、令和4年度10月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、価格高騰により特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対し、価格高騰緊急支援給付金として1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給するもので、給付費、事務費合わせまして2億3,284万円を計上しております。

次の医療・介護施設等価格高騰対策支援事業は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関及び介護事業者に対して支援金を給付するもので、2,341万1,000円を計上しております。

同様に、次の障害福祉サービス施設等価格高騰対策支援事業は、障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所に対する支援として535万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、児童福祉施設等価格高騰対策支援事業として、民間保育施設6施設、放課後児童クラブ6施設への支援として200万円を計上しております。

次のプレミアム付商品券発行事業及びキャッシュレス消費喚起対策事業は、物価高騰の影響を受けている市民生活の支援及び市内経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券につきましては、プレミアム率33%の商品券6万セットを販売するもので、事業費7,128万4,000円、キャッシュレス消費喚起対策事業につきましては、利用者に期間中最大20%、上限1万ポイントの還元を行うもので、事業費5,064万1,000円を計上しております。

次の施設修繕及び災害復旧事業につきましては、9月に発生いたしました台風11号、14号により被災した公共施設などの修繕等に要する費用として、2款総務費から10款公共土木施設災害復旧費の各費目において、復旧に要する経費6,493万2,000円を計上しております。

以上で、議案第49号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 市民部関係の臨時特別給付金事業等について御説明申し上げます。

資料2の議案第49号関係資料の1ページをご覧ください。

まず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございますが、事業の目的はエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援を行うものでございます。

事業の内容は、価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和4年度の住民税均等割非課税世帯）に対し、価格高騰緊急支援給付金として1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給するもので、国の10分の10の補助金により実施をするものです。

支給対象の基準日は、令和4年9月30日で、対象世帯は令和4年度の住民税均等割非課税世帯及び家計急変世帯となります。

給付対象見込世帯数は4,600世帯、給付金総額2億3,000万円、事務費が284万円を計上しております。

給付金の申請期限は、令和5年1月末でございます。今後市民への周知については、10月末を目途に対象世帯の抽出を行い、11月中旬頃プッシュ型により、給付内容や確認事項が書かれた確認書の送付時にチラシを同封するとともに、ホームページや市報等への掲載並びに壱岐市ケーブルテレビでの周知を予定しております。

次に、資料4ページをご覧ください。

児童福祉施設等価格高騰対策支援事業について御説明申し上げます。

事業の目的は、コロナ禍において原油価格や物価が高騰する中、保育所、認定こども園、認可外保育施設や放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業の利用者や、事業者の電力・ガス・食料品等価格高騰の負担軽減を図るため、物価上昇相当額を支援するもので、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしており、一般財源はございません。

対象施設としては、市内の民間保育施設の6施設及び放課後児童クラブの6施設でございます。支援の内容としては、光熱費助成分及び食料価格高騰対策分として、令和3年度の実績に対し物価上昇率10%を乗じた額を支援するものでございます。

所要予算額としては、総額200万円を計上しております。

以上で、市民部関係の説明を終わります。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） それでは、私のほうから医療・介護施設及び障害福祉サービス施設等価格高騰対策支援事業につきまして御説明申し上げます。

資料2、2ページをお開き願います。

初めに、医療・介護施設等価格高騰対策支援事業でございます。

目的でございますが、コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療及び介護施設等の経済的負担を軽減し、利用者への安定的な医療・介護サービスの提供を図るため、価格高騰等対策給付金を交付するものであります。

支援内容でございますが、まず基本部分につきましては、公設を除く全ての医療・介護サービス等提供事業所へ光熱費、消耗品（ケア用品）などの物価高騰分の支援としまして、①から⑧の医療分類ごとに1事業所、施設当たり5万円、10万円、15万円、20万円、100万円の給付金を交付するものでございます。

また、食料品価格高騰対策分は、おやつ等を含む食事の提供を行う通所系、入所系、入居系及び配食サービス事業所並びに有償の医療機関への支援としまして、利用者、入院者1人当たり3,000円、8,000円の給付金を交付するものであります。

所要予算額としましては、基本部分で1,505万円、食料品価格高騰対策分で836万1,000円、合計2,341万1,000円となっております。

次に、3ページをお開き願います。

障害福祉サービス施設等価格高騰対策支援事業でございます。障害福祉サービスは、市民部の所管であります。目的、支援内容につきましては、先ほど御説明申し上げました医療・介護施設と同様の内容であり、所要予算としましては535万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私のほうからは、プレミアム付き商品券発行事業並びにキャッシュレス消費喚起対策事業について続けて御説明を申し上げます。

資料の5ページをお開き願います。

まず、事業名、壱岐市物価高騰対策プレミアム付き商品券発行事業でございます。事業概要は、物価高騰の影響を受けている市民生活と市内経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付き商品券を発行するものでございます。

発行内容といたしましては、4,000円分の商品券を3,000円で販売し、プレミアム率は33%でございます。総販売数は6万セット、お一人3セットまで購入可能で、2万名の方々が購入可能としております。

なお、2万人の設定でございますが、これまで実施した同事業の購入結果を基に、商品券を購入したいと思われる方が十分購入できる設定としております。発行総額は2億4,000万円でございます。所要予算額は7,128万4,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

事業実施形態でございますが、発行元である壱岐市商工会の補助金により実施するものでございます。

販売予定日は令和4年12月1日で、1次販売を12月9日まで、もし販売残がある場合については、2次販売を12月19日から23日まで実施予定としております。

なお、1次販売につきましては、土曜日、日曜日も販売する予定としております。

利用期限は令和5年1月31日火曜日まで、換金期限は令和5年2月28日火曜日までとしております。発行元は壱岐市商工会で、販売窓口は記載の4か所となっております。

なお、郷ノ浦地区につきましては、発売日のみ今回は壱岐の島ホールでなく大谷体育館で、それ以降は郷ノ浦支所で販売をいたします。資料では、壱岐市郷ノ浦支所が初日以降としておりますが、2日目以降でございます。おわびして訂正をさせていただきます。

なお、2次販売を行う場合の販売場所については、別途お知らせすることとしております。

次に、キャッシュレス消費喚起対策事業について御説明いたします。

6ページをお開き願います。事業名は、第3回キャッシュレス消費喚起対策事業でございます。

事業概要は、物価高騰の影響を受けている市民生活と市内経済の活性化を図ることを目的として、キャッシュレス消費喚起対策事業を実施するものでございます。

1月末まで使用できるプレミアム付き商品券事業に続いて、2月に実施することで切れ目ない支援を実施するものでございます。

具体的な手法としましては、市内加盟店においてP a y P a yを活用して支払った場合、1回の会計で上限3,000円、期間中1人最大1万円分のポイントを還元するものでございます。還元率は最大20%としております。

実施予定期間は、令和5年2月1日水曜日から2月28日火曜日の1か月間としております。市内の加盟店数は450店舗でございます。これは、前回キャンペーンの令和3年度末時点の数値でございます。所要予算額につきましては5,064万1,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

参考までにポイント還元例を記載しておりますので、御確認を頂ければと思っております。

説明は以上でございます。

[企画振興部長(中上 良二君) 降壇]

○議長(豊坂 敏文君) これより質疑を行います。まず歳入については、歳入全般についての質疑を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議がありませんので、歳入全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 歳入については質疑がないようですので、次に歳出に移ります。

歳出については、款ごとに質疑を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議がありませんので、歳出については款ごとに質疑を行います。

2款総務費、10ページから11ページ、質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員(4番 山口 欽秀君) まず、住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について伺います。

この事業対象が住民非課税世帯と住民税均等割非課税世帯というふうに、ちょっと2つの言葉がありますが、この違いを教えてください。とりわけ住民税の均等割非課税世帯というふうになっているところの、その給付する線をですね、どういうふうなことになっているのかを知りたいということです。

それから、2点目は先ほど言われましたが、もう一度確認の意味で、臨時特別給付金の支給の流れ、いつごろ各世帯に届くのか、もう一回はつきりお聞かせ願いたいというふうに思います。

そういう支給の流れの中で3点目、転居とかDVとか、様々な理由で確認書が届かないような世帯が生まれるのではないかなというふうに思うんですが、そういう場合の申請等の支給対象の世帯への対応はどのようになっているのかということです。

それから、4点目は家計急変世帯について、とりわけ「予期せず」というところにアンダーラインを引いて強調してありますが、この予期せずとはどんな事態を具体的に指しているのかをお聞かせください。

それから、その予期せず家計急変になった場合の申請の手続について、どのようにすればいいかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の住民税非課税世帯と住民税均等割非課税世帯の違いについてでございますが、住民税・市民税・県民税でございますが、均等割と所得割で構成をされています。前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に均等に負担していただくのが均等割で、前年の所得金額に応じて負担していただくのが所得割となります。

住民税の計算により均等割、所得割が非課税となり、世帯全員が非課税でなければ住民税非課税世帯には該当いたしません。また、このうち均等割が一人もかかっていない世帯を住民税均等割非課税世帯と言います。

次に、2番目のこの臨時特別給付金の支給の流れについてでございますが、本日議決を頂きましたら、まず広報等による周知を行うと同時に、対象者の抽出、精査を行い、11月20日頃には令和4年度住民税均等割非課税世帯と思われる世帯に、これまで同様に支給要件確認書を郵送いたします。

確認書が届かれた世帯については、お名前、連絡先等記入後、市民福祉課または各支所窓口へ直接提出を頂くか、郵送をしていただくこととなります。受付から振込みまでの期間を2週間程度と考えております。

次に、3番目の申請による支給対象となる世帯への対応はどうなるのかについてでございますが、世帯の中に令和4年1月2日以降に転入をした方や、令和4年度住民税が未申告の方がおられる世帯は、令和4年度住民税均等割が非課税か判断ができませんので、課税世帯である場合を除き、未申告や令和4年1月2日以降に転入した方で、課税状況が不明な世帯には申請書をお送りいたしますので、前住所地での非課税証明書を添付の上、申請をしていただくこととなります。

先ほど議員のほうからもDV等の世帯はどうかということを申されました。これについて

は、またその世帯等につきましては、別途通知を差し上げるということになるかと思えます。通知といいますか、市民福祉課のほうに問い合わせただいて、そちらにまた支給をすることになるかと思っております。

次に、4番目の予期せずとは、どんな事態を言うのかについてございますが、予期せずとは、これまで一定の収入があった世帯が、コロナの影響で収入が減少した、失業や疾病で収入が減少した等が考えられ、住民税非課税相当の収入と世帯全員がなった場合が該当いたします。

定年退職による収入減少や年金支給月でない月の収入減少は該当とはなりません。ただ、この場で予期せずを特定するものではなく、申請、相談があった世帯に対して状況を確認しながら、国が示す要綱と照らし合わせ適正に対処したいと考えております。

最後に、5番目の家計急変世帯の申請の手続についてでございますが、令和3年度、4年度実施の家計急変世帯の申請の際、周知をさせていただきました手続の仕方と同様でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 住民税非課税世帯と、その住民税均等割非課税世帯、よく、……。

例えば、世帯的に言うと均等割非課税世帯が4,200世帯あるよということですが、均等割がかからない住民税非課税世帯というのは、何世帯に膨れ上がるんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長、いいですか。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 今回、令和3年度、4年度の実績を基にその世帯をはじめいておりますが、この対象になる方が、住民税非課税世帯が4,200世帯、それ以外で家計急変等申請をされる見込みの方が400世帯ということで、今回は予算計上いたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 住民税の所得割の非課税世帯になるけれども、均等割非課税世帯にならないという、そういう世帯はありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） この住民税非課税世帯と均等割非課税世帯というのは、同じような対象ということになりますので。（発言する者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 申し訳ございません。ただいまの答弁をいたします。

均等割、所得割等の非課税となる場合でございますが、この中には生活保護法による生活扶助を受けている方も含まれております。それ以外で障害者、未成年者、寡婦、独り親等で前年中の合計所得が135万円以下の場合も、この非課税となることに含まれております。

そのほか、扶養親族同一生計の配偶者がいない場合で、合計所得が38万円以下の場合、それ

と扶養等ありの場合でございますが、これにつきましては、失礼しました。以上のことが含まれたものが住民税非課税世帯ということとなっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、もう4回目です。いいですか、今ので。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい。

○議長（豊坂 敏文君） はい。その次に、どうぞ、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市民部のほうから聞いたほうがいいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 今度は医療関係とか介護関係。

医療関係でいいですか。

はい、この順番でよかです。

○議員（4番 山口 欽秀君） じゃあ、資料の順番で聞かせていただきます。

医療・介護施設等価格高騰対策支援事業のほうで、資料のほうで今朝、それぞれの介護サービスの利用者の数を出していただきました。大変忙しいところ急な資料提出でありありがとうございました。

その中でお聞きしたいのは、まずその通所系の介護施設で、14事業所がありますが、この14事業所の中で一番受入れの多いのは何人受け入れているのか。一番少ない受入れ人数は何人の施設なのかという点。

それから、この介護施設で入所と通所、両方とも介護の支援をしている、そういうこの両方に関係する事業所がこの中には含まれているのか。

それから、先ほどの関係でいくと、入所系のほうで入所数の一番多いところと少ないところの人数は、どのような人数で支援金が交付されるのかというのを聞きたいので、その3点をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、通所系の事業所で一番多い受入れ人数ということでございますが、一番多いところで1日15名でございます。そして一番少ないところで10名の受入れ定員となっておりますのでございます。

次に、入所通所、それぞれ同じ事業所の中で入所系のサービス、通所系のサービスをやっている場合はどういうふうになるのかという御質問でございますが、それぞれ事業所指定を受けておられますので、それぞれで支給をするというふうな形を想定をいたしておるところでございます。

それと、入所系の受入れの中で一番多い受入数、一番少ない受入数ということでございしますが、最も受入数の多いショートステイの受入れをされている事業所につきましては20名、

そして最も少ない受入れにつきましては6名ということになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 通所系のほうで、当然、車での送り迎えが頻繁に行われる事業になるということでいくと、この施設に15万円というのはちょっと低いのではないかなというふうな感じですが、この15万円の判断というのはどこのあたりからきたのかと。

それから、入所と通所両方の施設にということだけど、例えば老健老岐あたりは両方に出るといふ施設になると。そういう施設はどのほど、何施設ありますか。お願いいたします。その2点です。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

通所系の事業所に対する支援15万円、少ないのではないかとという質問でございますが、今回この給付金の支給にあたりましては、それぞれの事業所から聞き取り調査を行い、実情を把握した上で速やかに支給できるよう、総合的に判断をいたしまして支給額を決定させていただいたところでございます。なかなか15万円が果たして十分な支援になるかというのはなかなか、それぞれの事業所によって車の台数とかも違いますので、そこは一概に言えないかとは思っております。

それともう一点の、事業所1法人で複数の事業所を有するのは何法人あるかということですが、8法人でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 施設の方、私の家、利用させていただいておりますが、こういうガソリン代等の支援があるよということと言うと喜んでいらっしゃると思いますので、ぜひ早急に進めていただきたい。これは支給されるのは何月、大体のめどありますか。それを聞かせていただいて終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

10月末から11月上旬にかけて、各事業所宛てに申請書を送る予定にしております。

10月の中旬以降から受付を開始をしまして、11月末から支給を予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、その次。

○議員（4番 山口 欽秀君） 配食サービスについて聞かせていただきます。

総合事業で配食サービスが行われておりまして、その実績がお知らせ願いました。配食サービスについての利用で、私のところにこういう相談があったんです。病気で入院していて、退院して配食頼んだけど、病気に合わない食事内容だということで、どうにかならないかというのが1点と、それからもう一つは高齢者1人、68歳の男性ですが、息子1人いるんですが、その高齢者のほうはアスベストの病気で診断を受けて医療補助を受けているんですが、アスベストですから呼吸困難の事態に追い込まれて、家事もなかなかままならないという方なんですけども、その方が配食サービスを頼むと、息子がいるから駄目だというふうに配食サービスが断られたということなんですよね。それは単純に実態をもう少し見ていただきたいなということで考えるわけですが、この配食サービスについて、この今の高齢化と貧困の広がりの中で配食サービスの今後というか、在り方というのはもう少し幅広く支給を考えるべきじゃないかなと思いますが、その点でのこの対策のもう少し広がり、配食サービスの広げるべきではないかなというふうに思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

退院をされたばかりの方の病気に合わせた配食ができないかという御質問でございますけれども、なかなか今、市が行っております配食サービスと申しますのは、お手元の資料にお示しをしておりますように、食の面から介護予防等を防ぐ、それと安否確認を目的とした事業となっております。そういったこともあり、なかなかその人その人に合わせた食事の準備ということは、なかなか事業所的にも無理であります。病院食に準じた食事の提供というのは、市の事業ではございませんけれども、一部医療機関で実施をされておられるところもあります。そういったところに御相談等いただければと思っております。

次に、個別の案件を今2点目で申されましたけれども、それにつきましては今の配食事業につきましては、配食サービスの申請を受付け、アセスメント表に基づく本人の生活状況とか総合的に判断をいたしまして、配食の決定等をやっておるところでございます。その辺で御理解をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 私が言いたかったのは、それぞれいろんな事情の方があって、形式的に男1人、息子がいるから配食できないよと、そういうふうじゃなくて、もう少し本人の健康状態とか家庭の状況等を含めた相談、包括でケアマネージャーの相談等を十分していただくのと、それから配食サービスの拡充が今後求められるのではないかなということでの対応をお願いをしたいなということでの質問でした。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 以上でいいですか。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑は終わりました。まだありますか。次にいきましようか。（「次、学童のことについていいですか」と呼ぶ者あり）もうないであろうと思ってるんです。ありますね、はい、どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 一応、通告したことは言わせていただいて。

その次のサービス支援のところ、学童保育、それから保育所への支援が出ております。学童保育も経営が大変だという声を私も聞いております。夏のクーラーの電気代、それから冬の今後のストーブの使用の電気代です。そのようなことでのクラブの運営費が大変かさむということを知っているんですが、一方でお母さんたち、保護者も学童預けるには一定の月謝というか、保育料を払うわけですけども、壱岐の今の5つですか、保育料の実態、そしてこの間上がっているのか保育料が。こういう物価高の中で現状維持を保っていたらいいのか、そのあたりの実情をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの利用料の実態についての御質問ですが、現在放課後児童クラブは市内に6施設ございます。利用料金については各施設の開所時間や活動内容に違いはありますが、週5日利用の場合、小学生の低学年から高学年までで、おおむね月額1万5,000円から1万円の範囲でございます。また利用料の中にはおやつ代が含まれており、兄弟姉妹で利用される場合は割引制度もそれぞれの施設で設定をされております。

それから、送迎等をされている放課後児童クラブもございますが、送迎につきましては燃料代の実績にもとづいて、国の補助金のほうで送迎支援として燃料代の実績による補助がありまして、今回の補助金の中には入っておりません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 働きながら、とりわけひとり親世帯の方が働きながら、学童で預けないと働けないというそういう実態もあるわけですから、月々1万円から1万5,000円も大変という家庭もありますので、今後10%の支援でどれだけ支援になるかということも含めて、今後とも支援を継続をお願いして質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにないですね。（「はい、学童についてはね」と呼ぶ者あり）その次どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） プレミアム付き商品券の発行事業とキャッシュレス消費喚起対策事業、一括して質問したいと思います。

この間、コロナの連続する対策事業で、数多くプレミアム付き商品券の発行を壱岐市もやってきた。それからキャッシュレス喚起事業についてもやってきたという、そういう中でいい点、悪い点いろいろ見極められていると思うんですが、その中で今回4,000円の商品券が出されてきたのはどういうことなのかと。それから、やっぱり高齢者とか低所得者が購入して生活を支えることに、どう市が支援するかというのが必要なと思いますが、そういう点でこのプレミアム付き商品券とキャッシュレスについては、どういう考えで今回やられたのかと。

とりわけ、キャッシュレス事業をやるということですが、プレミアム付き商品券とキャッシュレスでいくと、手数料の点でキャッシュレスのほうがかかりますよね。それから、実際利用した商店での現金がそこに返ってくるのに、手数料が以前のキャッシュレスのときよりも大きくかかっておりますよね。それから、商店にお金が実際振り込まれるまではやっぱり1か月ぐらい遅れるという話ですので、そういう面でこの時期にキャッシュレスが本当にいいのかどうか、そのあたりの検討はどうだったのかお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 中上部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、プレミアム付き商品券発行事業の分でございます。1つ目の4,000円の商品券にした理由でございますが、今回の商品券発行事業につきましては資料に記載のとおり、物価高騰の影響を受けている市民生活と市内経済の活性化を図ることを目的といたしております。今回、この商品券事業を行うにありましては、販売額やプレミアム率について、これまでの商品券発行事業の検証結果も含めまして、幾つかの案で検討をいたしました。その中でも、市民皆様が購入する際に比較的大きな負担とならずお買い求めいただきやすい額であること。また、プレミアム率も前回より大きくなることで、より多くの皆様にお買い求めいただきまして、経済効果を高められるのではないかと考え、さらに交付金の状況などを踏まえまして、この額で提案をさせていただいております。

次に、高齢者が購入しやすくするための手立ては考えたのかという御質問でございますが、今回の商品券の購入につきましても、前回同様、代理購入も可能としておりまして、お車等をお持ちでない方についても御近所や御親戚の方に身分証明書の写しを預けていただくことで、購入することができることとなっております。身分証明書の写しはスマートフォン等で撮影したもので可能としておりますので、保険証や介護保険証など撮影してお持ちいただければと考えております。また、販売場所につきましても今回も各町にそれぞれ1か所ずつ設置する予定でございますので、最寄りの販売場所で購入をいただければと考えております。

次に、キャッシュレスの分でございますが、キャッシュレスによる事業にした理由ということでございます。本事業につきましては、過去2回実施をいたしておりますけれども、その経済効果につきましては1回目が約1億3,800万円、2回目が約1億8,200万円と非常に好評であったと認識をしております。また、P a y P a yはQRコード決済になりますが、QRコード決済は使用するために審査などがなく、商品券を買いに行く手間も不要であること、基本的には自分がチャージした金額のみを使用できるということになっております。さらに店舗側も設備投資費がゼロ円でございます、現金管理及び換金作業も不要となっております。

市民の方からもP a y P a yを利用したいとの意見もよく聞くところでございまして、幅広い年代の方が利用できるように考慮して、商品券事業の1月までの利用に引き続きまして、切れ目なく2月に実施をすることで、物価高騰に対する生活への支援と、事業者への方々への支援を行うものでございます。また、P a y P a yにつきましては、こちら60代以上の方も利用されておまして、利用者数も伸びているとお聞きをしております。この機会にぜひ御利用をいただければというふうに考えております。

国においてもDXを強力に推進をし、特にマイナンバーカードの普及を推進をしておまして、マイナポイントなどの取組も行われておりますので、今後さらにデジタル化も進むものと考えておまして、こうしたことから経済対策事業としては商品券事業と並行して本事業を取り組むべき事業であると考えております。

また、P a y P a yの事務費等でございますが、このP a y P a yに係る事務費等につきましては、この事務費の中には販売費、運営費、また手数料等々がございまして、全体としては商品券発行事業よりは低いということになっております。

また、換金の時期、換金でどれだけかかるのかということでのお尋ねがございましたが、私どもが確認をいたしておりますのは、最短で翌々営業日と聞いておりますが、それぞれ契約があるものと確認もいたしておりますが、いずれにしても早い入金サイクルということになっていると確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ありがとうございます。

とりわけ、プレミアムにしるキャッシュレスにしる、高齢者を含めた利用できない、利用にやっぱり遠い人が存在するわけです。利用したいけども利用できないという状況は極力避けたいというふうに思いますし、そのための努力を行政がすると、この場合は代理購入が可能ということですので、このあたりの情報の徹底をしていただいて。

それから、こういうもののいくと、お金の余裕がない人が行って買っていくというのがなかなか

か難しいというのが、声があるんです。ですので、ほかの市町村では先ほどの住民非課税世帯についてとか、子供に対してこの商品券を送るとか、そういう経済的な支援をしている自治体もありますので、そういう支援も、今回は見送られるかもしれないですけども、今後の経済状況、一層物価高騰が続く可能性ありますので考えていただきたいということを述べて終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんので、次に5款農林水産業費、10ページから11款災害復旧費13ページまで、質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 台風が大きな被害を、壱岐でも爪痕として残しているということで、その復旧事業の予算が出されました。これは9月議会のときも災害復旧の予算が出ましたが、どういうところが災害を受けて、どのくらいの状況なのかというのが予算だけでは分からないので資料請求しましたが、今回も資料請求して分かりましたが、その中で災害復旧のためにはやっぱり日頃の安全管理、安全点検というのが必要だというふうに思うわけです。

突然、災害が降って湧いたよりも、やっぱり対応を早めにするということでいくと、とりわけ私教員として日々、毎月安全点検をやるということで分担をしてやっておりましたので、そういう意味でいくと、今回、八幡小学校と郷ノ浦中学校の設備の復旧が出ておりますが、このあたり安全点検との関係でどうだったのかということです。

それから、予算案の概要には体育館屋根修繕というふうには書いてありますが、これはどこの体育館の修繕なのか、今日いただいた資料にはないものですからお聞かせください。

それから、その他の施設のところでウインドパーク、トイレ棟屋根の復旧事業が今日の資料には載っておりますが、このウインドパークトイレの屋根って言って——ウインドパークのトイレってこれ廃止かなんかではなかったですか。そのあたりの疑問に答えていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

学校施設の安全点検の状況がどうだったのかというところでございますけれども、学校と日々情報共有をしながら安全点検に努めておるところでございます。今回、台風の被害というところで、郷ノ浦中学校の防球ネット、それから八幡小学校の渡り廊下が被災を受けたというところでございます。

それから、体育館の分につきましては、修繕料の分でございますが、一覧表には上げておりませんが、渡良小学校のところで一部被害を受けているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。（「ウインドパークのトイレは」と呼ぶ者あり）総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

ウインドパーク、トイレ屋根の修繕につきまして説明をさせていただきますけれども、今回の事業概要につきましては、壱岐ウインドパークに設置しております休憩所棟の屋根、そしてトイレ棟の屋根が台風災害、これは昨年、令和3年度の台風、そして令和4年度の台風11号そして台風14号によりまして一部損壊をいたしました。そのため復旧が必要なトイレ棟の屋根は補修工事を施します。また休憩所棟は度重なる台風により被害が大きくなったため、初期の目的であった再生可能エネルギーの普及啓発といった役割を果たしたところから老朽化が著しい展望、ウッドデッキと併せて解体をいたします。なお、解体後の転落防止のための防護柵も設置をする予定にしております。

山口議員が、ちょっとここで迷われたのは当初予算のほうにこれが上がとったと思います。当初予算のほうでは令和4年度、当初予算では休憩所棟屋根修繕及び展望ウッドデッキ解体工事として予算を計上させていただいておりました。先ほど申しましたように、今回度重なる台風によりまして被害が拡大をいたしましたために、修理方法そして工事費全体を見直して今回追加補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1つは今、学校関係のほうで、安全点検、日々されていて、その安全点検の中で引っかかっていたものが、今回の台風で被害を広げたという事例はあるのか。

もう一つ、今総務部長が言われました、トイレそのものはもう廃止ではないですか。令和4年度の公共施設のトイレの一覧表の中にありますか、ここのウインドパークのトイレのが名称が。ちょっと私、先ほど確認してきたらなかったように思ったものですから、これは廃止なのに載っ取るなと思いましたが。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ウインドパークの施設は休憩所棟、これが今、展示品等を置いておる施設でございました。これにつきましては修繕を施す予定でございましたけれども、今年度台風被害が大きくなり修繕を施すまでもなくなったというところで、以前からトイレは存在しておりますけれど、トイレの屋根のほうが被害にあったものですから、そちらを修繕させていただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

日々の点検の中で学校施設の分で、そういったものが今回の被害につながったのかという御質問でございますけれども、経年劣化がございますので、それが修繕に至ってなかった分が今回の台

風で被害を被ったというところもございます。あると思っております。その中で、つながったかどうかというのははっきりとは分かりませんが、経年劣化という部分では、これが今回の台風で被害に遭ったものだと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回の台風、いずれも夜でしたので道路被害、倒木等の被害も直接、昼間と違って被害も少なかったというふうに思うんでありますし、それから学校の被害も子供がいない時間だったということでもありますので、昼間でのそういう状況を考えたときに日頃の安全点検というのが必要かなということでは思っておりますので、ぜひその点での努力をお願いして、発言を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号令和4年度老岐市一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第7、議員派遣の件を議題とします。

老岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。10月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年壱岐市議会定例会10月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 山口 欽秀

署名議員 中原 正博

議 員 派 遣 に つ い て

令和4年10月24日
老岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の意見交換会
 - (1) 目 的 議員の意見交換会出席のため
 - (2) 派遣場所 長崎県長崎市
 - (3) 期 間 令和4年11月11日～11月12日（1泊2日）
 - (4) 派遣議員 山口 欽秀